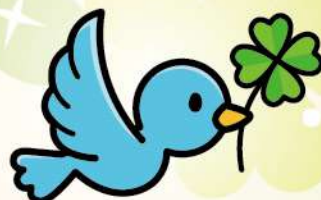


利用をお考えの方へ



せいねんこうけんせいど

成年後見制度

あんしんガイド

ふくい嶺北成年後見センター

もくじ

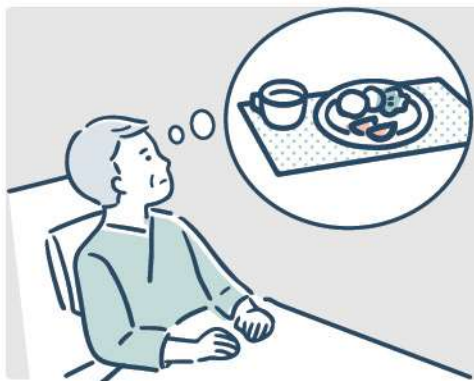
- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1 成年後見制度の利用・・・・・・・・・・ P 1 | 5 成年後見制度のしくみ・・・・・・・・ P 6 |
| 2 成年後見人等の仕事・・・・・・・・・・ P 3 | 6 手続きの流れ・・・・・・・・・・ P 9 |
| 3 成年後見人等ができない仕事・・・ P 4 | 7 利用にかかる費用など・・・・・・・・ P11 |
| 4 成年後見等の終了・・・・・・・・・・ P 4 | 8 適切な後見等事務のために・・・ P13 |
| | 9 各種お問い合わせ先・・・・・・・・ P14 |

1 せいねんこうけんせいど りよう 成年後見制度の利用

— せいねんこうけんせいど つか まえ 成年後見制度を使う前は —



かね けいさん かんり にがて ねだん たか か
お金の計算や管理が苦手で、値段が高いものを買った
り、やくしょ ぎんこう てつづ おこな かぞく まか
役所や銀行などで手続きを行うときは、家族に任
せていた。この先、ずっと任せていけるのか心配だ。



ひとりぐ にちじょうせいかつ けんこうかんり
一人暮らしで、日常生活や健康管理がうまくできず、
たいちょう くず まわ しせつ せいかつ すず
体調を崩してしまった。周りからは施設での生活を勧
められているが、わたし じぶん いえ つづ
私は自分の家でくらし続けたい。



し ひと でんわ ほうもん あと うま
知らない人からの電話や訪問があっても、後から上手
く説明ができない。この先、あくしつぎょうしゃ
悪質業者にだまされない
しんぱい
か心配だ。



いま げんき なん じぶん かんが き しょうらい
今は元気で何でも自分で考えて決められるが、将来
にんちしょう おも せいかつ つづ
認知症になっても、思いどおりの生活を続けたい。
しんらい ひと わたし おも じつげん
信頼できる人に私の思いを実現してほしい。



— 成年後見制度を使うと —

成年後見人等が私の代わりに、役所や銀行で手続きをしてくれる。これからの生活は成年後見人等がサポートをしてくれるので安心だ。



成年後見人等が相談にのってくれる。私の立場で私の希望に沿った暮らしについて一緒に考えてくれる。



たとえ悪質業者にだまされて契約してしまっても、成年後見人等がその契約を取り消す交渉をしてくれるから安心だ。



家族が任意後見人になってくれた。私の判断力が低下しても、私の意思を尊重し、事前に決めておいたとおりの支援をしてくれるので心強い。



※類型ごとのちがいは、8ページをお読みください。

2 せいねんこうけんにんとう しごと 成年後見人等の仕事



1

ほんにん せいかつ ざいさん はあく
ご本人の生活や財産を把握して
こんご けいかく た
今後の計画を立てる



2

げんきん よちよきん しゅうし かんり
現金や預貯金などの収支の管理
つうちょう いんかん けんりしょなど かんり
通帳や印鑑、権利書等の管理



3

ていきてき ほうもん ほんにん じょうきょうかくにん みまも
定期的な訪問、ご本人の状況確認や見守り、
かぞく いけんこうかん
家族との意見交換



4

いりょう かいご ふくし けいやく しせつ にゅうたいしょ
医療・介護・福祉サービスの契約、施設の入退所や
にゅうたいいん てつづ しせつとう かいげん もう い
入退院の手続き、施設等への改善の申し入れなど



5

こうきょうりょうきん ぼけんりょう ぜいきんとう しはら
公共料金、保険料、税金等の支払い、
ねんきんとう う と
年金等の受け取り



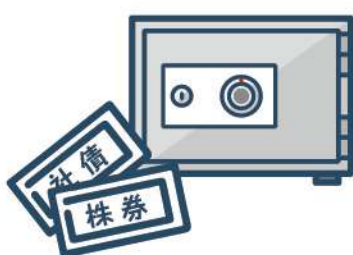
6

あくしつぎょうしゃ ふとう けいやく
悪質業者との不当な契約や、
けいやく とりけしこうしょう
よくわからずにした契約の取消交渉



7

ゆうかしょうけんとう
有価証券等の
きんゆうしょうひん かんり
金融商品の管理



8

ふどうさん い じ かんり
不動産の維持や管理、
ばいばいけいやく いさんぶんかつ
売買契約、遺産分割



9

かていさいばんしょ ほうこく
家庭裁判所への報告



3 せいねんこうけんにんとう しごと 成年後見人等ができない仕事



1

にちじょう かいもの そうじ かいご そうばい
日常の買物、掃除、介護、送迎、
びょういん つ そ とう
病院などへの付き添い等



2

しせつにゆうしょじ にゆういんじ みもとほしょうにん
施設入所時や入院時の身元保証人、
れんたいほしょうにん みもとひきうけにん
連帯保証人や身元引受人になること



3

しゅじゅつ えんめいちりょうとう いりょうこうい はんだん
手術や延命治療等の医療行為の判断や
どうい
同意をすること



4

けっこん りこん ようしえんぐみとう てつづ
結婚や離婚、養子縁組等の手続きを
ほんにん か おこな
ご本人に代わって行うこと



※認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方をここでは「ご本人」といいます。

4 せいねんこうけんと しゅうりょう 成年後見等の終了



● せいねんこうけんにんとう にんむしゅうりょう り ゆ う 成年後見人等の任務終了の理由

- ほんにん な ばあい
ご本人が亡くなった場合
- ほんにん はんだんのうりよく かいふく ばあい
ご本人の判断能力が回復した場合

※後見人等を辞任するには家庭裁判所の許可が必要

● ほんにん な あと こうけんにんとう おこな てつづ ご本人が亡くなった後に後見人等が行う手続き

- に かげ つい ない かんり ざいさん しゅうし けいさん
2ヶ月以内に管理していた財産の収支を計算する
- そうぞくにん かんりざいさん ひきつ かていざいばんしよ しゅうりょう ほうこく
相続人に管理財産を引継ぐ ● 家庭裁判所に終了の報告をする



● し ご じ む 死後事務について

- せいねんこうけんにん おこな ほ ざ ほ じょ たいしやうがい
成年後見人のみが行える (保佐・補助は対象外)
- かていざいばんしよ きよか ひつよう か そう まいそう けいやく でんき すいどう かいやく
家庭裁判所の許可が必要 (火葬または埋葬の契約、電気・ガス・水道の解約など)

けんりようご た せいど 権利擁護のためのその他の制度

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業



こうれいしゃ ちてきしょう せいしんしょう かた あんしん ちいき せいかつ
高齢者や知的障がい、精神障がいのある方が、安心して地域で生活していけるよう
けいやく ふくし りよう にちじょう きんせんかんり てつだ
契約により福祉サービスの利用と日常の金銭管理をお手伝いします。

りよう 利用できるサービス

- 1** ふくし てつづ けいやく てつだ **2** つか かね かんり **3** たいせつ しよるい あず
福祉サービスの手続きや契約のお手伝い 1 2 3 大切な書類の預かり

※ご利用については、お近くの社会福祉協議会にお問い合わせください。

● 福井市社会福祉協議会	0776-22-0225	● 池田町社会福祉協議会	0778-44-7750
● 勝山市社会福祉協議会	0779-88-1177	● 南越前町社会福祉協議会	0778-47-3767
● 鯖江市社会福祉協議会	0778-51-1839	● 越前町社会福祉協議会	0778-34-2388
● 永平寺町社会福祉協議会	0776-61-6003		

せいねんこうけんせいど ひかく ○ 成年後見制度との比較

	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業
がいよう 概要	ざいさんかんり しんじょうほご かん ほうりつこうい 財産管理や身上保護に関する法律行為 ぜんぱん おこな 全般を行う	にちじょうてき せいかつえんじよ はんい ない しえん おこな 日常生活援助の範囲内での支援を行う
たいしやう かつ 対象となる方	はんだんのうりよく ていか ひと 判断能力が低下した人	にちじょうせいかつ はんだん ああん ひと 日常生活の判断に不安のある人
しえんないよう 支援内容	かいご ふくし けいやく 介護・福祉サービスの契約 よちよきん かんり はらいもど 預貯金の管理、払戻し にゅういんじ てつづ 入院時の手続き	ふくし りよう もう こ 福祉サービス利用の申し込みや けいやくてつづ えんじよ そうだん 契約手続きの援助、相談 にちじょうせいかつ ひつよう かね だ い 日常生活に必要なお金の出し入れ
そうだん 相談	べんごし しほうしよし しゃかいふくししどう 弁護士・司法書士・社会福祉士等	しちやうそんしゃかいふくしきやうぎかい 市町村社会福祉協議会
もうこ てつづ 申し込み手続き	ほんにんとう かにさいばんしよ もうした ご本人等が家庭裁判所へ申立て	ほんにん かんけいしやとう しちやうそんしゃかいふくしきやうぎかい ご本人・関係者等が市町村社会福祉協議会 そうだん に相談
もうこ じ ひよう 申し込み時の費用	もうしたてにん みたん 申立人が負担	むりよう 無料
りようじ ひよう 利用時の費用	るいけい こうけんじ む ないやうとう おう みたん 類型や後見事務の内容等に応じた負担 かにさいばんしよ けつてい * 家庭裁判所が決定	ほんにん みたん ご本人が負担 せいかつほごせたい こうひみたん * 生活保護世帯は公費負担あり
しえん 支援してくれる人	せいねんこうけんにんとう 成年後見人等	せんもんいん せいかつしえんいん 専門員・生活支援員
かいし しゅうりやう 開始と終了	かにさいばんしよ しんぱん かいし 家庭裁判所の審判により開始 ほんにん はんだんのうりよく ふつかつ ばあい ご本人の判断能力が復活した場合、 ほんにん な ばあい しゅうりやう ご本人が亡くなった場合に終了	ほんにん けいやく かいし ご本人との契約により開始 ほんにん いし ご本人の意思でやめられる

5 せいねんこうけんせいど 成年後見制度のしくみ



せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは、にんちしょう 認知症、ちてきしょう 知的障がい、せいしんしょう 精神障がいなどにより、ものごと はんだん 物事を判断する能力が十分でない方（ご本人）の権利を守る援助者を選ぶことで、ご本人をほうりつてき 法的に保護、ほ ご し え ん 支援する制度です。

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

1 にんいこうけんせいど 任意後見制度

しょうらい そな げん き けいやく 将来に備えて元気なうちに契約し、
はんだんのうりよく てい か まも 判断能力が低下したら守ってもらう

2 ほうていこうけんせいど 法定後見制度

はんだんのうりよく てい か ひと すでに判断能力が低下している人、
はんだんのうりよく ふ あ ん ひと まも または判断能力に不安がある人を守る

せいねんこうけんにんとう 成年後見人等の選任

かていさいばんしょ けってい 家庭裁判所が決定



1 はいぐうしゃ おや こ きょうだいしまい た しんぞく 配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族



2 ほうりつ ふくし せんもんか 法律や福祉の専門家



3 しみんこうけん にん 市民後見人



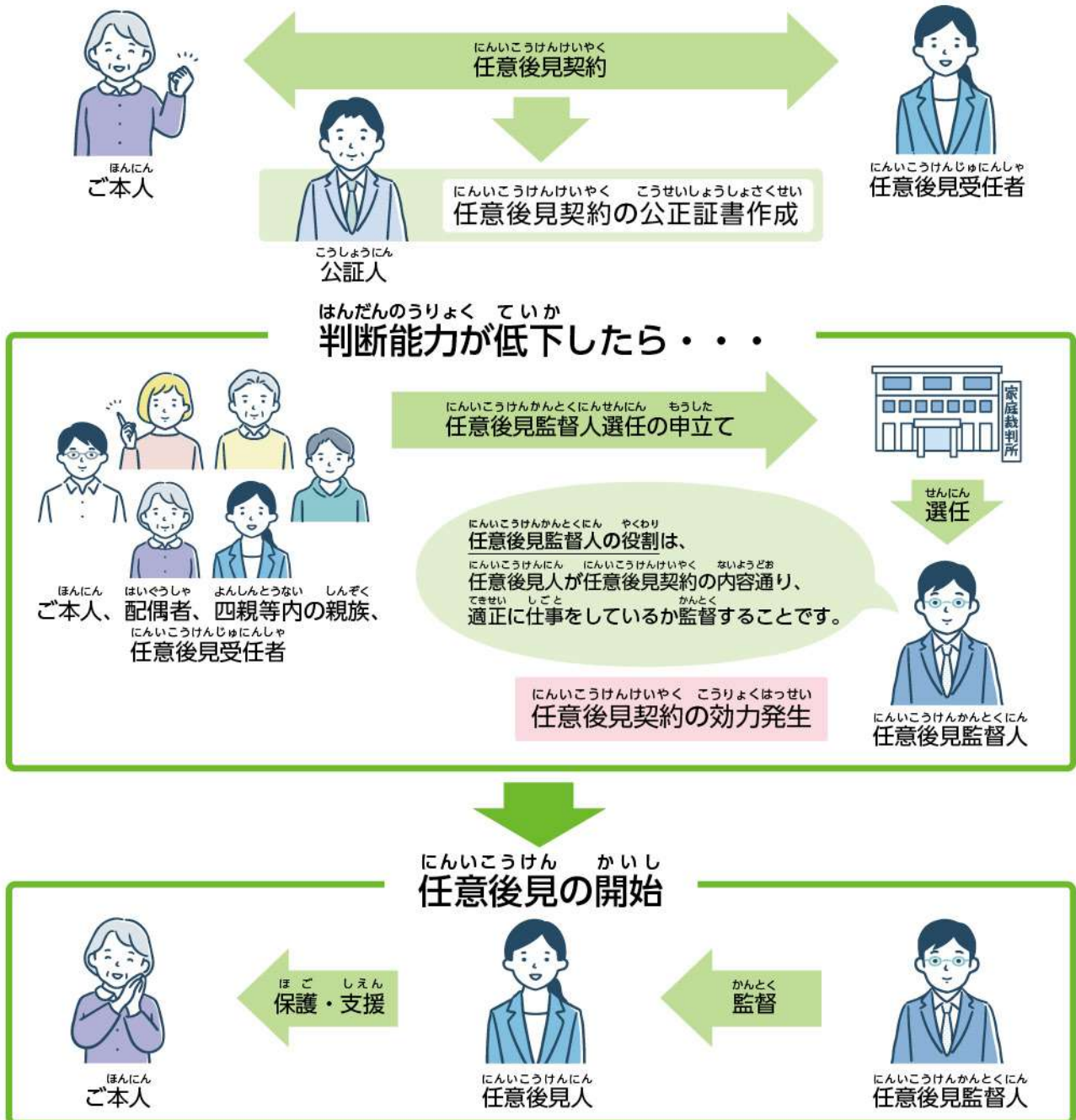
4 しゃかいふくしきょうぎかい た ほうじんとく 社会福祉協議会、その他法人等

※もうしたてにん かた きぼう ひと せいねんこうけん にんとう せん にん ば あ い せん にん かん はんだん あふく もうした はできません。
申立人の方が希望する人が成年後見人等に選任されない場合もあります。この選任に関する判断については、不服の申立てはできません。



1 任意後見制度

ご本人が元気なうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。



- * 任意後見契約の公正証書作成、任意後見監督人選任の申立ての際は、費用がかかります。
- * 任意後見監督人は、ご本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や、法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。
- * 契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払いが必要になります。
- * 任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払いが必要です。



2 法定後見制度

すでにご本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が適した援助者を
決める制度です。ご本人の判断能力の程度に応じて、次の3つに分類されます。

るい けい 類 型	ほ じょ 補 助	ほ さ 保 佐	こう けん 後 見
たいしょう 対象となる方 (ご本人)	自分のことを1人で 決めることに不安な 場合もある方	自分のことを1人で 決めることがほとんど の場合、不安な方	1人で決めることが 全くできない方
しえん ひと 支援する人	ほじょにん 補助人	ほさにん 保佐人	せいねんこうけんにん 成年後見人
どうけん 同意権 ご本人がしようと する契約などに 同意できること	ご本人が同意したこと の中から、家庭裁判所 が認めたこと	不動産や重要な財産に ついての大切な手続き や契約 (* 2)	ご本人が行う すべての法律行為
とりけしけん 取消権 同意していないこ とを取り消しでき ること (* 1)		ご本人が同意したこと の中から、家庭裁判所 が認めたこと	
だいいけん 代理権 ご本人の代わりに できること (* 3)	ご本人が同意したこと の中から、家庭裁判所 が認めたこと	ご本人が同意したこと の中から、家庭裁判所 が認めたこと	ご本人が行う すべての法律行為

* 1 日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」は含まれません。

* 2 民法 13 条 1 項では、①元本の領収または利用、②借財または保証、③不動産や重要な財産に関すること、④訴訟行為、⑤贈与・和解・仲裁合意、⑥相続の承認・放棄、遺産分割、⑦贈与を断る、⑧新築・改築・増築または大修繕、⑨長期間の賃貸借、⑩重要な法律行為を法定代理人として行うことが重要な法律行為とされています。

* 3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

* ご本人以外の方の申立てにより、補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合、ご本人の同意が必要です。

6 てつづ なが 手続きの流れ

み ぢ か そ う だ ん ま ど ぐ ち 身近な相談窓口

- ぎょうせいまどぐち ● 行政窓口
- ち い き ほう かつ し え ん ● 地域包括支援センター
- そ う だ ん し え ん じ ぎ ょ う し ょ ● 相談支援事業所
- しゃかいふくしきょうぎかい ● 社会福祉協議会
- し せ つ ● 施設
- びょういん ● 病院
- せんもんしよくだんたい ● 専門職団体
- せいねんこうけん ● 成年後見センター など



準備

申立人を決める

- 1 ご本人
- 2 配偶者
- 3 四親等内の親族

申立てに必要なもの

- 1 本人情報シート
- 2 診断書
- 3 申立書など
- 4 親族の意見書（法定後見制度のみ）
- 5 戸籍や住民票などの添付書類
- 6 収入印紙、郵便切手 など

1 か月程度

申立人がいないとき

市町長申立て

申立て

福井家庭裁判所の場合

電話で
日時を予約



申立書類を
提出する



家庭裁判所で
受理面接



保佐、補助の場合は
本人が調査官と面接

必要に応じて鑑定
（別途、費用が必要）

1 ～ 2 か月程度

審判

家庭裁判所 が決定

- 類型
- 後見人等
- 支援内容

審判書 の送付

- 申立人
- ご本人
- 後見人等

審判書を受け取って
2週間後に
審判が確定



法務局が
審判内容の
登記を行う





後見 開始

初回報告

(審判から1ヶ月半程度)

- 財産目録
- 年間収支予定表
- 添付書類等

定期報告

(年1回)

- 後見等事務報告書
- 財産目録
- 添付書類等

臨時報告

必要に応じて家庭裁判所に連絡する

監督人が後見人等の職務を監督する

家庭裁判所に提出する



終了

- ① ご本人が亡くなったとき
(死亡した日から2週間以内)

死亡診断書のコピー又は
戸籍・除籍謄本

- ② 病気、高齢、遠隔地へ転居
など、やむを得ない理由で
後見人等が辞任するとき
(裁判所の許可が必要)

- ③ 成年後見人の欠格事由に
該当した場合

終了の手続き

(後見終了後2か月以内)

- 終了の報告
- 財産の引き継ぎ
(ご本人が亡くなった場合)
- 終了登記の申請



7 利用にかかる費用など

利用の申立てにかかる主な費用 (令和7年3月現在)

○ 任意後見制度

任意後見契約公正証書の作成費用 (日本公証人連合会 HP より抜粋・要約)

項 目	費 用
公証役場の公正証書作成手数料	1 契約につき 11,000 円
法務局に納める収入印紙代	2,600 円
登記嘱託手数料	1,400 円
その他	書留郵便料、正本謄本の作成手数料 (1 枚 250 円)

任意後見監督人選任の申立て費用 (福井家庭裁判所 HP より抜粋・要約)

項 目	費 用
申立手数料 (収入印紙)	800 円
後見登記手数料 (収入印紙)	1,400 円
その他	診断書、鑑定費用 (必要な場合のみ)、連絡用の郵便切手、各種証明書等発行手数料

○ 法定後見制度 (福井家庭裁判所 HP より抜粋・要約)

項 目	費 用
申立手数料 (収入印紙)	後見 / 保佐開始 800 円 保佐 / 補助開始 + 代理権または同意権付与 1,600 円 保佐 / 補助開始 + 代理権付与 + 同意権付与 2,400 円
後見登記手数料 (収入印紙)	2,600 円
郵便切手	2,590 円 (後見)、3,590 円 (保佐 / 補助) 【内訳】 500 円 × (後見 2 枚、保佐 / 補助 4 枚) 350 円 × 1 枚 110 円 × 10 枚 50 円 × 2 枚 20 円 × 2 枚
その他	診断書、鑑定費用 (必要な場合のみ)、各種証明書等発行手数料





成年後見人などに支払う報酬について

○ 報酬の目安（月額） （東京家庭裁判所 HP より抜粋）

管理財産額 （預貯金および有価証券等の流動資産の合計額）	成年後見人 保佐人 補助人	成年後見監督人 保佐監督人 補助監督人 任意後見監督人
1,000 万円以下	2 万円	1 万円～2 万円
1,000 万～5,000 万円以下	3 万円～4 万円	
5,000 万円を超える	5 万円～6 万円	2 万 5 千円～3 万円

※成年後見人等が1年に1回、報酬付与の申立てを行うと、類型や後見事務の内容によって家庭裁判所が報酬額を決定します。

成年後見制度利用支援事業



成年後見制度を利用する際に必要な費用

申立てに関する費用

後見人等に対する報酬

制度を利用するにあたって費用を負担することが困難であると認められた場合、成年後見制度利用支援事業で費用の全部または一部を補助します。

ふくい嶺北圏域では、市町の要綱で上限を設けているところもあります。

申立費用の助成	切手代、収入印紙代、診断書作成料、鑑定費用
成年後見人等報酬の助成（上限額）	施設、病院等の入所者 18,000 円 / 月
	在宅者 28,000 円 / 月

8 てきせつ こうけんとうじむ 適切な後見等事務のために



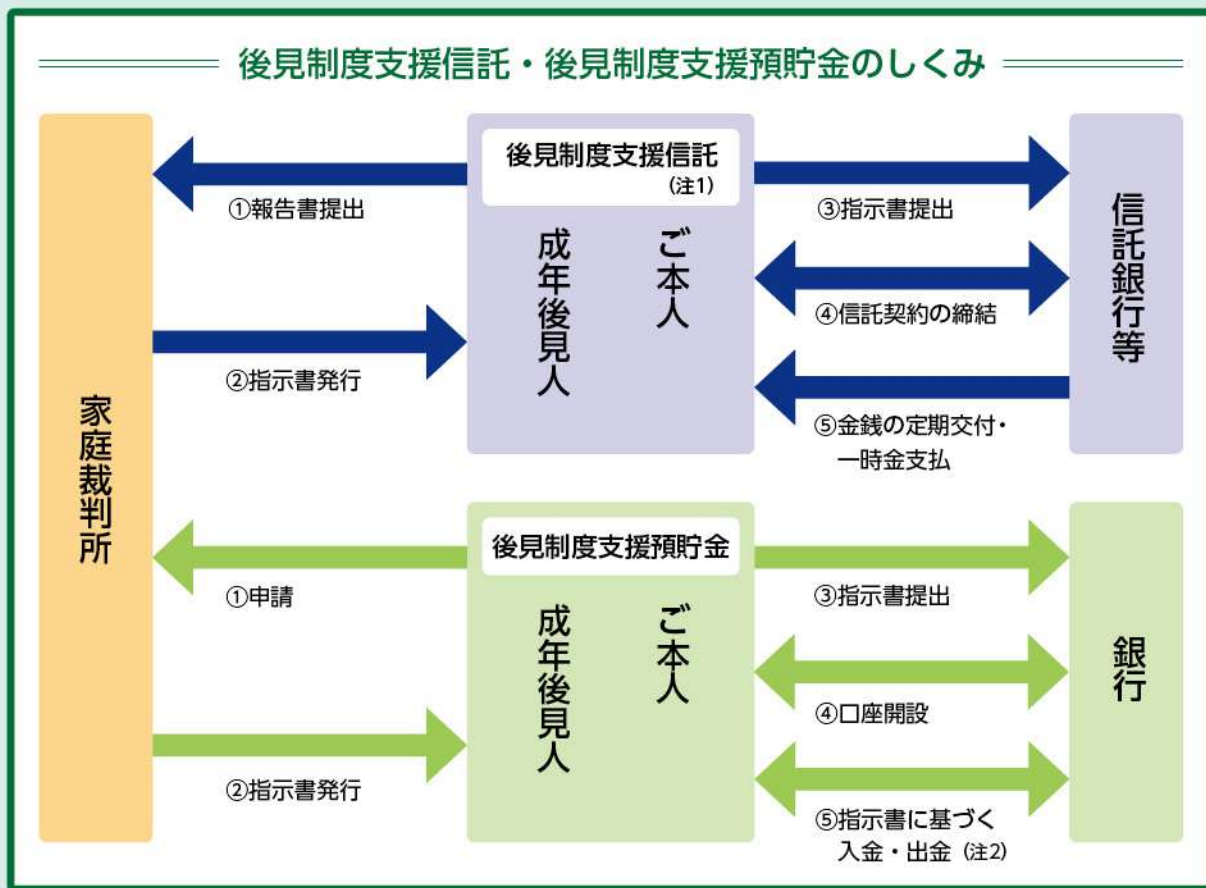
成年後見人等による不正防止のために以下のようなしくみがあります。

● 後見監督人等の選任

法定後見制度では、家庭裁判所が必要だと判断した場合や申立てがあった場合、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が後見監督人等を選任されます。成年後見人等の事務を監督するとともにサポート役や相談役になります。

● 後見制度支援信託または後見制度支援預貯金

家庭裁判所の指示書により、ご本人の財産のうち日常生活に必要な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産又は特別な預貯金として金融機関が管理します。



(注1) 後見制度支援信託では、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が信託銀行等や信託財産の額などを本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。通常、信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬と信託銀行等に対する報酬が必要となります。

(注2) 金融機関によって異なります。

※後見制度支援信託および後見制度支援預貯金は、保佐、補助および任意後見では利用できません。

※払戻しや解約等には家庭裁判所が発行する「指示書」が必要です。

※令和7年3月時点で、福井県において後見制度支援信託の取扱いがある信託銀行は1か所です。

後見制度支援預貯金については、利用を検討している金融機関におたずねください。

9 かくしゅ と あ さき 各種お問い合わせ先



せいねんこうけんせいど かん ふくいけんない かんけいきかん 成年後見制度に関する福井県内の関係機関

○ もうした だいり そうだんき かん 申立て代理の相談機関

きかんめい 機関名	でんわばんごう だいひょう 電話番号 (代表)	しょうざいち 所在地
ふくいべんごしかい 福井弁護士会	0776-23-5255	〒 910-0004 ふくい しほうえい えぬ かい 福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 7 階
ふくいけんしほうしよしかい 福井県司法書士会	0776-43-0601	〒 918-8112 ふくい し げ ば しちょうごうどうかいかん 福井市下馬 2-314 司調合同会館
ほう ふくい 法テラス福井	050-3383-5475	〒 910-0004 ふくい しほうえい えぬ かい 福井市宝永 4-3-1 サクラ N ビル 2 階

○ かていさいばんしよ 家庭裁判所

めい しょう 名 称	でんわばんごう 電話番号	しょうざいち 所在地	かんかつくいき 管轄区域
ふくいかていさいばんしよ 福井家庭裁判所	0776-91-5092 こうけんかがり (後見係)	〒 910-8524 ふくい しはるやま 福井市春山 1-1-1	ふくい し さかい し よしだぐん 福井市、あわらし市、坂井市、吉田郡 えいへいじちやう おおの し かつやまし (永平寺町)、大野市、勝山市
ふくいかていさいばんしよ 福井家庭裁判所 たけふし ぶ 武生支部	0778-23-0050 だいひょう (代表)	〒 915-8524 えちぜん し ひ の み 越前市日野美 2-6	えちぜん し さばえ し なんじやうぐん みなみえちぜんちやう 越前市、鯖江市、南条郡 (南越前町)、 いまだてぐん いけだちやう にゅうぐん えちぜんちやう 今立郡 (池田町)、丹生郡 (越前町)

○ こうしょうやくば にんいこうけんせいどかんけい 公証役場 (任意後見制度関係)

きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	しょうざいち 所在地
ふくいこうしょうにんごうどうやくば 福井公証人合同役場	0776-22-1584	〒 910-0023 ふくい しじゆんか 福井市順化 1-24-43 ストックビル 9 階
たけふこうしょうやくば 武生公証役場	0778-23-5689	〒 915-0813 えちぜんしきやうまち ぜんこうじ かい 越前市京町 2-1-6 善光寺ビル 1 階





ふくい嶺北成年後見センターは、

福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の
7市町が、成年後見制度の利用促進を図るため、共同で社会福祉
法人福井市社会福祉協議会に委託して設置しています。



成年後見制度についてのお問い合わせ先

でんわばんごう
電話番号

ふくいしやくしょ 福井市役所	ちいきほうかつ すいしんか 地域包括ケア推進課	0776-20-5400
	しょう ふくしか 障がい福祉課	0776-20-5435
かつましやくしょ 勝山市役所	けんこうたいいくか 健康体育課	0779-87-0900
	ふくしか 福祉課	0779-87-0777
さばえしやくしょ 鯖江市役所	ちようじゅふくしか 長寿福祉課	0778-53-2265
	しゃかいふくしか 社会福祉課	0778-53-2217
えいへいじちようやくば 永平寺町役場	ふくしほけんか 福祉保健課	0776-61-3920
	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	0776-61-6166
いけだちようやくば 池田町役場	ほけんふくしか 保健福祉課	0778-44-8000
みなみえちぜんちようやくば 南越前町役場	ほけんふくしか 保健福祉課	0778-47-8007
えちぜんちようやくば 越前町役場	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	0778-34-8729
	しょう せいかつか 障がい生活課	0778-34-8723
れいほくせいねんこうけん ふくい嶺北成年後見センター		0776-28-3775



この冊子はここからダウンロードできます

令和7年3月発行